

「いばらき高齢者プラン 21 第 7 期」素案 (目次) 比較表

項目	第 7 期 (素案) ①	第 6 期 (現行)
計画の名称	いばらき高齢者プラン 21 (第 7 期)	いばらき高齢者プラン 21 (第 6 期)
計画期間	平成 30 年度～平成 32 年度	平成 27 年度～平成 29 年度
法定計画に基づく名称	茨城県高齢者福祉計画 (老人福祉計画) 茨城県介護保険事業支援計画	茨城県高齢者福祉計画 (老人福祉計画) 茨城県介護保険事業支援計画
政策目標	「 茨城型 地域包括ケアシステム」構築による誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現	「_____地域包括ケアシステム」構築による誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
	「 茨城型地域包括ケアシステム 」の内容、意義等 「 地域共生社会 」、「 介護離職ゼロ 」等	(新設)
施策の柱 (各論・編)	<p>(政策目標に記載)</p> <p>I 編 健康づくり・生きがいの推進と生活支援サービスの充実</p> <p>II 編 認知症への対応と高齢者の尊厳の保持</p> <p>III 編 利用者本位の介護サービスの充実</p> <p>IV 編 在宅医療と介護連携の推進</p> <p>V 編 安全・安心なまちづくりの推進</p>	<p>I 編 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>II 編 健康づくり・生きがいの推進 (変更)</p> <p>III 編 認知症への対応と高齢者の尊厳の保持</p> <p>IV 編 利用者本位の介護サービスの充実</p> <p>(新設)</p> <p>V 編 安全・安心なまちづくりの推進</p>

項目	第7期（素案）②	第6期（現行）
施策の柱 （各論・編）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「茨城型地域包括ケアシステム」 については、「政策目標」に記載</p> </div> <p>I 健康づくり・生きがいの推進と生活支援サービスの充実</p> <p>第1章 健康で“はつらつ”と暮らす環境づくり ～介護予防と健康づくりの推進～</p> <p>第2章 誰もが“いきいき”と社会参加できる環境づくり ～生きがい対策の推進～</p> <p>第3章 生活支援サービスの充実 ～多様な生活支援サービスの提供～</p> <p>II 認知症への対応と高齢者の尊厳の保持</p> <p>第1章 認知症の人と家族を地域で支える環境づくり ～認知症対策の推進～</p> <p>第2章 いつまでも自分らしく暮らせる環境づくり ～権利擁護の推進～</p> <p>III 利用者本位の介護サービスの充実</p> <p>第1章 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり ～ニーズに応じた介護サービス基盤の整備～</p> <p>第2章 質の高い人材の確保と介護サービスの提供 ～介護人材の養成・確保とサービスの質の向上～</p> <p>IV 在宅医療と介護連携の推進</p> <p>第1章 在宅医療の提供体制づくり ～在宅医療サービス基盤の整備～</p> <p>第2章 医療と介護が連携する地域社会づくり ～在宅医療・介護連携の推進～</p> <p>V 安全・安心なまちづくりの推進</p> <p>第1章 安全・安心に暮らせる環境づくり ～災害対策、事故防止、防犯対策の推進～</p> <p>第2章 人にやさしいまちづくり ～ユニバーサルデザインの推進と住みよい住環境の整備～</p>	<p>I 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>第1章 互いに助け合い、支え合う地域社会づくり ～茨城型地域包括ケアシステムの構築～</p> <p>第2章 医療と介護が連携する地域社会づくり ～在宅医療・介護連携の推進～</p> <p>II 健康づくり・生きがいの推進</p> <p>第1章 健康で“はつらつ”と暮らす環境づくり ～介護予防と健康づくりの推進～</p> <p>第2章 誰もが“いきいき”と社会参加できる環境づくり ～生きがい対策の推進～</p> <p>(新設)</p> <p>III 認知症への対応と高齢者の尊厳の保持</p> <p>第1章 認知症の人と家族を地域で支える環境づくり ～認知症対策の推進～</p> <p>第2章 いつまでも自分らしく暮らせる環境づくり ～権利擁護の推進～</p> <p>IV 利用者本位の介護サービスの充実</p> <p>第1章 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり ～ニーズに応じた介護サービス基盤の整備～</p> <p>第2章 質の高い人材の確保と介護サービスの提供 ～介護人材の養成・確保とサービスの質の向上～</p> <p>(新設)</p> <p>V 安全・安心なまちづくりの推進</p> <p>第1章 安全・安心に暮らせる環境づくり ～災害対策、事故防止、防犯対策の推進～</p> <p>第2章 人にやさしいまちづくり ～ユニバーサルデザインの推進と住みよい住環境の整備～</p>

項目	第7期 (素案) ③	第6期 (現行)
各論の骨子 (主な施策等)	<p>施策の柱Ⅰ 健康づくり・生きがいつくりの推進</p> <p>重点課題Ⅰ-1 健康で“はつらつ”と暮らす環境づくり ～介護予防と健康づくりの推進～</p> <p>第1節 介護予防対策の推進</p> <p>1 市町村が取り組む新しい総合事業の推進 〔新しい介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業（地域リハビリテーション活動支援事業含む））の提供〕</p> <p>2 要支援認定者に対する介護予防サービス（給付）の提供</p> <p>3 県民自らが取り組む介護予防 〔①シルバーリハビリ体操指導士（全国展開の動き）、②食生活改善推進員、③高齢者優待制度「シニアカード」〕</p> <p>4 介護予防対策推進のための体制等の整備 〔①介護予防拠点整備（地域医療介護総合確保基金（介護分）の活用）、②研修実施、③研究機関との連携等〕</p> <p>5 市町村の自立支援・重度化防止の取組みに対する県の支援 〔県の支援（①先進事例の収集・提供、②「見える化」システムを活用した地域分析・把握、③市町村職員向けの研修、④地域ケア会議へのリハ専門職等派遣調整 等）と県支援内容の目標設定〕</p> <p>第2節 健康づくりの推進</p> <p>1 健康寿命の延伸（←一億総活躍プラン等）</p> <p>2 県民が自ら取り組む健康づくり 〔①健康いばらき21プラン、②ヘルスロード、③元気アップ賞〕</p> <p>3 生活習慣病の予防 〔①栄養ケア・ステーション、②栄養・食生活改善、③喫煙対策、④運動習慣等〕</p> <p>4 歯と口腔の健康づくり 〔①8020・6424運動、②介護予防における口腔機能向上、③在宅歯科診療等〕</p> <p>第3節 健診と健康相談 〔①特定健診・保健指導、②歯周病疾患検診、③がん検診（←県民参療条例の施行と取組みを追加）、④健康教育・健康相談〕</p>	<p>施策の柱Ⅱ 健康づくり・生きがいつくりの推進</p> <p>重点課題Ⅱ-1 健康で“はつらつ”と暮らす環境づくり ～介護予防と健康づくりの推進～</p> <p>第1節 介護予防対策の推進</p> <p>1 市町村が取り組む新しい総合事業の推進</p> <p>2 要支援認定者に対する介護予防サービス（給付）の提供</p> <p>3 県民自らが取り組む介護予防</p> <p>4 介護予防対策推進のための体制等の整備</p> <p>(新設)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>市町村（保険者）の取組みは、適切なサービスの利用の阻害につながらないことが大前提である旨を記載</p> </div> <p>第2節 健康づくりの推進 (新設)</p> <p>1 県民自らが取り組む健康づくり</p> <p>2 生活習慣病の予防</p> <p>3 歯と口腔の健康づくり</p> <p>第3節 健診と健康相談</p>

項目	第7期（素案）④	第6期（現行）
各論の骨子 （主な施策等）	<p>第4節 リハビリテーションの推進</p> <p>1 リハビリテーションの重要性 [(①医療保険・介護保険サービスの連携, ②急性期・回復期・維持期・生活期のリハビリテーション, ③リハビリテーションの展開と3つのアプローチ(参加・活動・心身機能へのアプローチ)]</p> <p>2 県が行うリハビリテーション事業 (県の地域リハビリテーション支援体制)</p> <p>3 市町村が行う一般介護予防事業(地域リハビリテーション活動支援事業)への支援(リハビリテーション専門職の活用)</p> <p>重点課題Ⅰ-2 誰もが“いきいき”と社会参加できる環境づくり ～生きがい対策の推進～</p> <p>第1節 高齢者の社会参加の促進</p> <p>1 多様な地域活動の充実・強化 [生活支援・介護予防サービス(地域支援事業)により「元気な高齢者が担い手として社会参加・社会的役割を持つこと」を記載, ソーシャルビジネスの促進]</p> <p>2 茨城わくわくセンターにおける生きがいづくりの事業の充実 [(①全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣, ②いばらきねんりんスポーツ大会・ねんりん文化祭, ③ニュースポーツの普及, ④はつらつ百人委員会活動, ⑤元気シニアバンク等)]</p> <p>3 老人クラブ活動への支援</p> <p>4 福祉分野以外での生きがいづくり・社会貢献活動等への支援 [(①農業・農村資源を活用した高齢者活動の推進, ②観光ボランティアガイドの育成)]</p> <p>第2節 生涯学習・生涯スポーツの推進 [(①生涯学習センター, ②茨城わくわくセンター, ③ライフステージに応じたスポーツ活動の推進←(「H31 国体・障害者スポーツ大会」を契機とした生涯スポーツの裾野の拡大), ④県北芸術祭の開催]</p> <p>第3節 高齢者の就労促進 [(①高齢者の職業能力開発, ②就労相談窓口の充実, ③シルバー人材センターの充実強化, ④高齢者の活躍推進(65歳以上まで働ける企業の割合の増加) (地方創生↑重要業績成果指標(KPI), 県総合計画の項目による追加)]</p>	<p>第4節 リハビリテーションの推進 (新設)</p> <p>1 県が行うリハビリテーション事業</p> <p>2 市町村が行う一般介護予防事業(地域リハビリテーション活動支援事業)への支援</p> <p>重点課題Ⅱ-2 誰もが“いきいき”と社会参加できる環境づくり ～生きがい対策の推進～</p> <p>第1節 高齢者の社会参加の促進</p> <p>1 多様な地域活動の充実・強化</p> <p>2 茨城わくわくセンターにおける生きがいづくり事業の充実</p> <p>3 老人クラブ活動への支援</p> <p>4 福祉分野以外での生きがいづくり・社会貢献活動等への支援</p> <p>第2節 生涯学習・生涯スポーツの推進</p> <p>第3節 高齢者の就労促進</p>

項目	第7期（素案）⑤	第6期（現行）
各論の骨子 （主な施策等）	<p>重点課題Ⅰ-3 生活支援サービスの充実 ～多様な生活支援サービスの提供～ 第1節 生活支援対策の推進 ←</p> <p>1 多様な生活支援サービスの充実 〔①外出支援、訪問理美容、緊急通報装置等、②地域自立生活支援事業（地域支援事業）、③生活支援体制整備事業（地域支援事業／生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、協議体設置）、④総合事業（多様な主体によるサービスの提供）、⑤買物支援（県の新規事業・生活環境づくり支援事業）〕</p> <p>2 移送サービスの充実 〔①地域の生活交通確保対策への支援（広域路線バスネットワーク事業）、②コミュニティバス、③デマンド型乗り合いタクシー等の整備促進、④福祉有償運送サービス及び過疎地有償運送サービスの促進〕</p> <p>第2節 地域福祉活動の促進</p> <p>1 見守り活動の実施（見守り協定等）</p> <p>2 「在宅福祉サービスセンター」におけるサービスの提供</p> <p>3 「茨城県地域介護ヘルパー受講運動」の推進</p> <p>4 地域住民の支え合いによる孤立者対策の推進 〔①地域の見守りネットワーク、②市町村社会福祉協議会やボランティア・NPOとの連携強化、③高齢者自身による相互支援活動（シルバーリハビリ体操指導士等）、④福祉教育の充実〕</p> <p>5 世代間交流の推進 〔①老人クラブ、②元気シニアバンク、③「孫育て」・「祖父母手帳」の取組みを追記〕</p> <p>第3節 家族介護への支援対策の推進</p> <p>1 市町村（地域支援事業）による取り組みの支援 〔①家族介護支援事業（家族介護教室、認知症高齢者見守り、介護用品・介護慰労金）〕</p> <p>2 介護者の交流促進 〔①家族介護者、②認知症の人と家族の会、③民間福祉団体等との交流促進〕</p> <p>3 介護休業の取得促進・仕事と介護の両立支援←（「働き方改革」の取組み）</p> <p>4 介護の日（再掲）</p> <p>5 地域包括支援センター等の相談体制強化 ←（国基本指針の改正による追記） 〔①「介護離職ゼロ」に向けた介護へ取り組む家族への相談体制の充実、②企業・労働施策担当部門との連携強化、③ケアマネジャーの研修内容（家族への支援の視点）の充実等〕</p>	<p>（新設）</p> <p>施策の柱Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築 重点課題Ⅰ-1 互いに助け合い、支え合う地域社会づくり</p> <p>第1節 茨城県地域包括ケアシステムの構築 （中略）</p> <p>3 生活支援・介護予防サービスの体制整備</p> <p>第2節 地域福祉活動の促進</p> <p>1 在宅福祉サービスセンター</p> <p>2 「茨城県地域介護ヘルパー受講運動」の推進</p> <p>3 地域住民による支え合いによる孤立者対策の推進</p> <p>4 世代間交流の促進</p> <p>第3節 生活支援対策の推進</p> <p>1 多様な生活支援サービスの充実</p> <p>2 移送サービスの充実</p> <p>第4節 家族介護への支援対策の推進</p>

項目	第7期（素案）⑥	第6期（現行）
各論の骨子 （主な施策等）	<p>施策の柱Ⅱ 認知症への対応と高齢者の尊厳の保持</p> <p>重点課題Ⅱ－1 認知症の人と家族を地域で支える環境づくり ～認知症対策の推進～</p> <p>第1節 認知症高齢者の現状（←国の「新オレンジプラン」策定後の動向と数値目標の引き上げ）</p> <p>第2節 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進</p> <p>1 普及・啓発への取組（認知症を知る月間、認知症フォーラム、介護マーク）</p> <p>2 認知症サポーターの養成と活動の支援 ①市町村等と連携した取組、②学校教育（←H29 中学校学習指導要領（技術・家庭科）の記載等）、③認知症普及啓発企業連携事業協定、 ④認知症介護アドバイザー（キャラバンメイト）の養成]</p> <p>第3節 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</p> <p>1 早期診断・早期対応のための体制整備</p> <p>1－1 かかりつけ医等の対応力向上や認知症サポート医の養成等</p> <p>1－2 認知症疾患医療センター等の整備・充実</p> <p>1－3 認知症初期集中支援チームの設置（←地域課題の「地域ケア会議」等での検討）</p> <p>1－4 軽度認知障害対策の実施（←県のH29新規「軽度認知障害対策推進事業」の取組）</p> <p>2 行動・心理症状（BPSD）や身体合併症等への適切な対応</p> <p>3 認知症の人の生活を支える良質な介護を担う人材の確保</p> <p>4 医療・介護等の有機的な連携の推進</p> <p>第4節 若年性認知症施策の強化</p> <p>①啓発・啓発活動、②早期診断・早期対応、③相談窓口の設置（←筑波大学への「若年性認知症コーディネーター設置」）、④総合的支援（就労・社会参加支援等）]</p> <p>第5節 認知症の人の介護者への支援</p> <p>①認知症介護家族の会の交流集会の開催（←「認知症カフェ」等の全市町村への設置目標）、②地域包括支援センターにおける早期診断・早期対応（再掲）、③認知症介護アドバイザーの養成（再掲）、④認知症サポーターの養成（再掲）、⑤地域における認知症支援体制の構築、⑥介護者の負担軽減や仕事と介護の両立（←「介護離職ゼロ」に向けた取組み）]</p> <p>第6節 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進</p> <p>①生活の支援（ソフト面）、②生活しやすい環境の整備（ハード面）、③就労・社会参加支援、④安全確保（県及び市町村の徘徊高齢者等 SOS ネットワーク、行方不明者への対応、広域徘徊模擬訓練（GPS 機器活用）、普及・啓発）、見守りネットワーク（再掲）、交通安全（←踏切対策）、詐欺等の被害防止]</p>	<p>施策の柱Ⅲ 認知症への対応と高齢者の尊厳の保持</p> <p>重点課題Ⅲ－1 認知症の人と家族を地域で支える環境づくり ～認知症対策の推進～</p> <p>第1節 認知症高齢者の現状 H29.7.5 国の「新オレンジプラン」における数値目標が更新・改訂されたことを受けた対応</p> <p>第2節 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進</p> <p>1 普及・啓発の取組</p> <p>2 認知症サポーターの養成</p> <p>第3節 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</p> <p>1 早期診断・早期対応のための体制整備</p> <p>1－1 かかりつけ医等の対応力向上</p> <p>1－2 認知症疾患医療センター等の整備・充実</p> <p>1－3 認知症初期集中支援チームの設置 （新設）</p> <p>2 行動・心理症状（BPSD）や身体合併症等への適切な対応</p> <p>3 認知症の人の生活を支える良質な介護を担う人材の確保</p> <p>4 医療・介護等の有機的な連携の推進</p> <p>第4節 若年性認知症施策の強化</p> <p>第5節 認知症の人の介護者への支援</p> <p>第6節 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進</p>

項目	第7期（素案）⑦	第6期（現行）
各論の骨子 （主な施策等）	<p>第7節 認知症予防の推進 〔①認知症予防事業の推進, ②生活習慣病予防対策（再掲）, ③生きがいづくり（再掲）, ④情報提供〕</p> <p>第8節 認知症の人やその家族の視点の重視（←「本人ミーティング」の推進） 〔①認知症を知る月間（再掲）, ②認知症フォーラム（再掲）, ③初期段階の人のニーズ把握や生きがい支援, ④企画・立案への認知症の人や家族の参画（←具体的な内容を検討）, ⑤早期診断後の対応〕</p> <p>重点課題Ⅱ－2 いつまでも自分らしく暮らせる環境づくり ～権利擁護の推進～</p> <p>第1節 高齢者虐待防止対策の推進（←国基本指針に併せて、内容を整理・充実）</p> <p>1 広報・普及啓発 〔①相談通報窓口の住民への周知徹底, ②自治体職員等の関係者向け研修実施, ③住民への啓発, ④虐待防止マニュアルの作成〕</p> <p>2 ネットワーク構築の推進 〔①早期発見・見守り, ②専門家による介入支援ネットワーク形成〕</p> <p>3 行政機関連携 〔①成年後見制度の市町村申立, ②警察署長に対する援助要請, ③緊急入所向け居室の確保と情報提供, ④家庭裁判所との連携〕</p> <p>4 相談・支援体制の強化（←虐待を行った養護者に対する相談, 指導, 助言） 〔①虐待の要因分析・再発防止, ②介護家族の不安解消（介護疲れ・介護ストレスへの対応）・相談機能の強化, ③介護事業者への適切な指導・対応, ④高齢者虐待防止・権利擁護対策の総合的な取り組み推進（有識者委員会開催）〕</p> <p>第2節 日常生活の自立支援, 成年後見制度（市民後見人）の活用促進 〔①日常生活自立支援事業への支援, ②成年後見制度の活用促進（地域支援事業）, ③成年後見制度と日常生活自立支援事業との相互連携, ④成年後見制度利用促進基本計画の策定推進（「成年後見制度利用促進法」の施行に伴う記載の追加）〕</p>	<p>第7節 認知症予防の推進</p> <p>第8節 認知症の人やその家族の視点の重視</p> <p>重点課題Ⅲ－2 いつまでも自分らしく暮らせる環境づくり ～権利擁護の推進～</p> <p>第1節 高齢者虐待防止対策の推進</p> <p>第2節 日常生活の自立支援, 成年後見制度（市民後見人）の活用促進</p>

項目	第7期（素案）⑧	第6期（現行）
各論の骨子 （主な施策等）	<p>施策の柱Ⅲ 利用者本位の介護サービスの充実</p> <p>重点課題Ⅲー1 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり ～ニーズ応じた介護サービス基盤の整備～</p> <p>第1節 居宅（在宅）サービスの充実（サービス見込み量）</p> <p>1 訪問系（①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション） 2 通所系（①通所介護、②通所リハビリテーション） 3 その他（①短期入所生活介護、②短期入所療養介護、③居宅療養管理指導、④福祉用具貸与、⑤特定福祉用具販売） 4 居宅介護支援（介護支援専門員（ケアマネジャー）によるケアプランの作成等） 〔参考：介護（予防）サービス（居宅サービス）（サービス見込み量）〕</p> <p>第2節 地域密着型サービスの充実（サービス見込み量）</p> <p>1 居宅系〔①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③小規模多機能型居宅介護、④看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）〕 2 通所系〔①地域密着型通所介護、②認知症対応型通所介護〕 3 居住系〔①特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）、②認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）、③地域密着型特定施設入居者生活介護、④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）〕 〔参考：介護（予防）サービス（地域密着型サービス）（サービス見込み量）〕</p> <p>第3節 施設サービス等の充実（施設サービスのサービス見込み量）</p> <p>1 地域のニーズに対応した施設等の整備 〔①介護福祉施設サービス（介護老人福祉施設・特別養護老人ホーム）、②介護保健施設サービス（介護老人保健施設）、③介護医療院サービス（介護医療院）←（介護保険法等の改正により平成30年度から新設）、④介護療養施設サービス（介護療養型医療施設）〕 2 療養病床の転換に対する支援←（介護療養型医療施設の転換期限は平成35年度末まで延長） 3 施設利用者の重度者への重点化（認知症等の方に対する「特列入所」の対応） 4 施設内の居住環境の向上（個室ユニットケア化の推進） 5 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（安価な住まいの提供） 6 サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム</p> <p>第4節 介護サービス利用の円滑化</p> <p>1 低所得者の介護サービス利用への支援 〔①障害者ホームヘルプサービス利用者への支援、②社福等による利用者負担軽減制度、③特定入所者介護サービス費、④高額介護サービス費、⑤高額医療合算介護サービス費〕</p>	<p>施策の柱Ⅳ 利用者本位の介護サービスの充実</p> <p>重点課題Ⅳー1 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり ～ニーズ応じた介護サービス基盤の整備～</p> <p>第1節 在宅サービスの充実</p> <p>第2節 地域密着型サービスの充実</p> <p>第3節 施設サービスの充実</p> <p>1 地域のニーズに対応した施設等の整備</p> <p>2 療養型病床の転換に対する支援</p> <p>3 施設利用者の重度者への重点化 4 施設内の居住環境の向上 5 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム 6 サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム</p> <p>第4節 介護サービス利用の円滑化</p> <p>1 低所得者の介護サービス利用への支援</p>

項目	第7期 (素案) ㊟	第6期 (現行)
各論の骨子 (主な施策等)	<p>2 要介護認定の平準化の推進</p> <p>3 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所の円滑化(入所希望者(待機者)の状況)</p> <p>4 「共生型サービス」の創設 ← (介護保険法等の改正)</p> <p>第5節 介護保険等サービスの実態把握、分析と課題解決の取組み (↑国基本指針の改正に伴う追記)</p> <p>[保険者(市町村)と県による『地域包括ケア「見える化」システム』の活用、分析、評価、公表]</p> <p>重点課題III-2 質の高い人材の確保と介護サービスの提供 ～介護人材の養成・確保とサービスの質の向上～</p> <p>第1節 介護人材需給推計 (中長期(H37年)の県及び市町村における推計) (国基本指針↑の改正によるもの)</p> <p>第2節 就業支援と処遇・環境改善の取組</p> <p>1 福祉人材の就業支援、就職相談窓口の充実 [①福祉人材センターの機能強化、②介護福祉士修学資金等貸付、③介護人材確保育成事業、④離職介護人材再就職準備金、⑤地域医療介護総合確保基金(介護分)の活用、⑥合同入職式、⑦外国人介護人材活用、⑧介護の日、⑨介護職のイメージアップ推進]</p> <p>2 介護職員の処遇・環境改善 [①処遇改善加算等、②定着支援、③腰痛予防対策、④介護施設・事業所内保育施設運営支援事業、⑤介護支援ロボットの活用、⑥介護従事者の自主的な取組み、⑦情報通信技術(ICT)の活用検討(←H29国モデル事業の情報収集・効果検証)]</p> <p>第3節 専門的人材の養成・確保</p> <p>1 介護支援専門員(ケアマネジャー)、</p> <p>2 訪問介護員(ホームヘルパー)</p> <p>3 保健・医療・福祉の専門職</p> <p>3-1 医師・歯科医師・薬剤師、</p> <p>3-2 看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)、</p> <p>3-3 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、</p> <p>3-4 歯科衛生士、</p> <p>3-5 管理栄養士・栄養士、</p> <p>3-6 社会福祉士、3-7 介護福祉士、3-8 精神保健福祉士、</p> <p>3-9 福祉用具専門相談員</p> <p>4 たんの吸引等を実施する介護職員等</p>	<p>2 要介護認定の平準化の推進</p> <p>3 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所の円滑化</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>重点課題IV-2 質の高い人材の確保と介護サービスの提供 ～介護人材の養成・確保とサービスの質の向上～</p> <p>第1節 介護人材需給推計</p> <p>第2節 就業支援と処遇改善の取組</p> <p>1 福祉人材の就業支援、就職相談窓口の充実</p> <p>2 介護職員の処遇改善</p> <p>第3節 専門的人材の養成・確保</p> <p>1 介護支援専門員(ケアマネジャー)</p> <p>2 訪問介護員(ホームヘルパー)</p> <p>3 保健・医療・福祉の専門職 (3-1～9まで略)</p> <p>4 たんの吸引等を実施する介護職員等</p>

項目	第7期（素案）⑩	第6期（現行）
各論の骨子 （主な施策等）	<p>第4節 安全管理への取組みの充実・強化</p> <p>1 利用者に信頼される介護サービスへの取組みに対する支援 （①管理者等の意識向上，②身体拘束廃止）</p> <p>2 感染症予防対策の充実 （①啓発，②研修，③結核予防，④ノロウィルス・O157・インフルエンザ対応）</p> <p>第5節 利用者への情報提供</p> <p>①介護サービス情報の公表の推進（「地域包括支援センター，生活支援サービス（配食や見守り等），介護従事者に関する情報（離職率・勤務時間・シフト体制）の情報を含む公表」←（国基本指針の改正による追記）， ②第三者評価の推進）</p> <p>第6節 事業所等の育成・指導體制の充実・強化</p> <p>①指導（集団指導・実地指導）の充実，②監査体制の確保，③労働法規の遵守徹底，④指定拒否，⑤介護給付等の適正化の推進（第4期茨城県介護給付適正化プログラム（計画）の策定（別冊で策定）及び市町村の取組みとの協力←（国基本指針の改正による追記），⑥社会福祉法人の社会貢献活動）</p> <p>第7節 相談・苦情処理体制の充実</p> <p>1 相談・情報提供体制の充実 〔①地域における相談体制（地域包括支援センター（相談体制の強化），民生委員・児童委員，ヘルシースポット薬局），②広域的・組織的な相談体制（保健所，介護実習・普及センター，薬剤師会）〕</p> <p>2 苦情処理と不服審査体制の充実 〔①県国民健康保険団体連合会による苦情処理（介護保険法等），②県介護保険審査会による審理，③県社会福祉協議会における福祉サービス苦情解決，④消費生活センター等との連携強化〕</p>	<p>第4節 安全管理への取組の充実・強化</p> <p>1 利用者に信頼される介護サービスへの取組に対する支援</p> <p>2 感染症予防対策の充実</p> <p>第5節 利用者への情報提供</p> <p>第6節 事業所等の育成・指導體制の充実・強化</p> <p>第7節 相談・苦情処理体制の充実</p> <p>1 相談・情報提供体制の充実</p> <p>2 苦情処理と不服審査体制の充実</p>

項目	第7期（素案）⑪	第6期（現行）
各論の骨子 （主な施策等）	<p>施策の柱Ⅳ 在宅医療と介護連携の推進</p> <p>重点課題Ⅳ－1 在宅医療の提供体制づくり ～在宅医療サービス基盤の整備～</p> <p>第1節 在宅医療の現状</p> <p>第2節 在宅医療の提供体制（4つの局面）</p> <p>第3節 在宅医療サービスの基盤整備の推進</p> <p>第4節 在宅医療を支える人材の育成</p> <p>第5節 普及・啓発の実施</p>	<p>（新設）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○H29.7.31 付け医政地発 0731 第1号 厚労省医政局地域医療計画課長通知 『「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について』の内容（在宅医療の体制構築に係る指針）を参照。</p> <p>○国基本指針（介護保険事業）の内容を反映</p> </div> <p>施策の柱Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>重点課題Ⅰ－2 医療と介護が連携する地域社会づくり ～在宅医療・介護連携の推進～</p> <p>第1節 在宅医療・介護連携推進事業等の実施</p> <p>1 在宅医療を担う体制の医療体制の整備・充実</p> <p>3 啓発活動の実施</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・本県における在宅医療の体制整備については、別途、県保健医療計画の策定部会（有識者会議）である「在宅医療の連携体制構築に関する検討委員会」において現在検討中。</p> <p>・上記検討委員会での議論を踏まえて、高齢者プラン21の記載内容を調整予定。</p> </div>		

項目	第7期（素案）⑫	第6期（現行）
各論の骨子 （主な施策等）	<p>重点課題Ⅳ—2 医療と介護が連携する地域社会づくり ～在宅医療・介護連携の推進～</p> <p>第1節 県が行う在宅医療・介護連携推進事業の取組み ←</p> <p>①茨城型地域包括ケアシステム推進支援事業（構築支援事業、推進基盤整備事業、連携加速化事業、医療提供施設等グループ化推進事業）、 ②在宅医療推進体制整備事業、 ③医療・介護連携推進人材養成事業 等] ←（県の新規事業等の内容を記載）</p> <p>第2節 市町村（地域支援事業）の取組みと県の支援</p> <p>1 市町村による在宅医療・介護連携推進事業の取組み ①地域の在宅医療・介護サービス資源の情報収集、 ②医療関係者・介護関係者の会議の開催と課題抽出、 ③医療・介護関係者と共同して在宅医療・在宅介護の提供の仕組みの構築、 ④医療・介護関係者の情報共有支援、 ⑤医療・介護関係者からの相談対応・情報提供・助言、 ⑥医療・介護関係者への研修実施、⑦地域住民に対する普及啓発、 ⑧他の市町村との広域連携]</p> <p>2 県の後方支援・広域的調整（←国基本指針の改正内容を反映） ①医療・介護関係団体との連携及び調整、 ②切れ目のない在宅医療・介護の提供体制整備への支援 ③入退院時における医療関係職員と介護支援専門員の連携等 ④小規模市町村が複数の市町村で共同事業を行う場合の支援 ⑤県医師会・医療機関等との連携支援の広域的調整（保健所の活用を含む）]</p> <p>第3節 県医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性の確保 ↑（国基本指針の内容）</p> <p>1 「茨城県地域医療構想」の概要 2 医療計画における病床の機能分化・連携 3 在宅医療等の新たなサービス必要量の整合性の確保 4 市町村との「協議の場」の設定と協議の過程</p>	<p>施策の柱Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>重点課題Ⅰ—2 医療と介護が連携する地域社会づくり ～在宅医療・介護連携の推進～</p> <p>第1節 在宅医療・介護連携推進事業等の実施</p> <p>2 在宅医療・介護連携推進事業（モデル事業）の実施</p> <p>第2節 市町村（地域支援事業）の取組と県の支援</p> <p>1 市町村による医療・介護連携に向けた取組、</p> <p>2 県の後方支援・広域的調整</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>○H29.8.10 付け医政地発 0810 第1号、老介護 0810 号第1号等通知（厚労省医政局地域医療計画課長通知及び老健局介護保険計画課長等連名） 「第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの見込み量に係る整合性の確保について」を参照。 ○国基本指針（介護保険事業）の内容を反映</p> </div> <p>（新設）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>既存の会議等の活用も検討</p> </div>

項目	第7期（素案）⑬	第6期（現行）
各論の骨子 （主な施策等）	<p>施策の柱V 安全・安心なまちづくりの推進 重点課題V-1 安全・安心に暮らせる環境づくり ～防災対策，事故防止，防犯対策の推進～</p> <p>第1節 要配慮者支援体制の充実・強化 〔①要配慮者情報の把握と共有化（避難行動要支援者の名簿化）， ②避難行動要支援者の個別計画の（避難）策定， ③福祉避難所の設置と支援体制，④災害時の福祉関係団体との相互協力協定， ⑤防災知識の普及・啓発， ⑥特別養護老人ホーム・老人保健施設等における災害対応（←県条例に基づく施設における災害対策計画の策定や訓練実施）， ⑦県保健福祉部防災訓練の実施， ⑧県地域防災計画改定等（原子力災害時の避難計画の策定と施設間の協定締結推進）〕</p> <p>第2節 交通安全対策の推進 〔①交通安全指導の推進，②高齢運転者対策（H29 新規事業の高齢運転者免許証自主返納サポート事業を含む），③改正道路交通法（75歳以上高齢者の認知機能検査の強化等）←（認知症等への対応記載），④交通安全意識の普及啓発， ⑤交通死亡事故多発警報， ⑥高齢者が安心して暮らせる道路環境づくり（道路標識・道路標示）， ⑦関係機関・団体等の連携〕</p> <p>第3節 悪質商法等による消費者被害防止対策の推進 〔①消費者教育講師派遣事業（消費生活センターにおける高齢者への啓発）， ②関係機関・団体等との連携（被害の早期発見・防止体制づくり）， ③地域での被害防止の取組〕</p> <p>第4節 防犯対策の推進 〔①ひとり暮らし高齢者の防犯対策， ②徘徊高齢者等の保護対策（徘徊SOSネットワーク（再掲））， ③ニセ電話詐欺の被害防止〕</p>	<p>施策の柱V 安全・安心なまちづくりの推進 重点課題V-1 安全・安心に暮らせる環境づくり ～防災対策，事故防止，防犯対策の推進～</p> <p>第1節 要配慮者支援体制の充実・強化</p> <p>第2節 交通安全対策の推進</p> <p>第3節 悪質商法等による消費者被害防止対策の推進</p> <p>第4節 防犯対策の推進</p>

項目	第7期（素案）⑭	第6期（現行）
各論の骨子 （主な施策等）	<p>重点課題V-2 人にやさしいまちづくり ～ユニバーサルデザインの推進と住みよい住環境の整備～</p> <p>第1節 ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備 〔①ユニバーサルデザインの普及促進, ②地場産業との連携（笠間焼）, ③観光産業との連携 （偕楽園バリアフリーマップ, 大洗町ユニバーサルビーチの取組み）, ④バリアフリーに配慮した生活基盤の整備 （県ひとにやさしいまちづくり条例, ヘルスロード, いばらき身障者等用 駐車場利用証制度） ⑤公共交通機関等の移動円滑化 （ノンステップバス, 市町村バリアフリー基本構想, 「バリアフリーネット トワーク会議」への参画）, ⑥高齢者にとって魅力ある商業環境づくり （商店街支援, 買物弱者対策等）〕</p> <p>第2節 やさしさのまち「桜の郷」整備の推進</p> <p>第3節 福祉用具・介護支援ロボットの活用・住宅改修への支援 〔①市町村等における相談への支援, ②不適切な利用事例の調査・分析, ③生活・介護支援ロボットの活用（HAL, パロ等）〕</p> <p>第4節 多様な高齢者向け住まいの整備と情報の提供 〔①高齢者向け「住まい」の種類（←この「住まい」は住宅のみではなく施 設も含め幅広く想定） ・・・持家, 介護保険施設（特養・老健・介護医療院・療養病床）, 介護保 険以外の施設（養護・軽費・グループホーム）, サービス付き高齢者向 け住宅, 有料老人ホーム, 公営住宅等）, ②サービスの質の確保, ③高齢者に対応した公営住宅の供給, ④シルバーハウジングプロジェクトの適切な運営, ⑤高齢者向け住宅情報の提供（サービス付き高齢者向け住宅）, ⑥居住支援協議会等の活用〕</p>	<p>重点課題V-2 人にやさしいまちづくり ～ユニバーサルデザインの推進と住みよい住環境の整備～</p> <p>第1節 ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備</p> <p>第2節 やさしさのまち「桜の郷」整備の推進</p> <p>第3節 個々人の状態に適合した福祉用具・介護支援ロボットの活用 ・住宅改修への支援</p> <p>第4節 多様な高齢者向け住宅の整備と情報の提供</p>